

諮問庁：国立大学法人東北大学

諮問日：平成29年10月4日（平成29年（独個）諮問第59号）

答申日：平成30年2月7日（平成29年度（独個）答申第67号）

事件名：本人に係る「合意文書」について総長に報告しなかったことが分かる
文書等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人東北大学（以下「東北大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成27年7月2日付け総法文951号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

本件開示請求は「合意文書の恣意的軽視，冤罪誘導」に係る真相解明とその不正対処検討のため行った。なおこの詳細と趣旨等は原保有個人情報開示請求書を参照されたい。

ア 請求1及び請求2について

「“合意文書”（特定日A）につき総長に報告しなかったことが分かる一切の文書」（請求1），ないし「総長に報告したことが分かる一切の文書」（請求2）として開示請求を行った。

学内規約により総長はハラスメント防止対策の最高責任者であり当然に、特定職の役職員を相手方とする特定事案につき紛争が一切解決したのであるから、担当委員長は本件を報告するのが自然かつ相当である。通常は原議書を伴う書面で報告する。緊急や多忙の事由では口頭で報告し、その記録を担当事務局職員が文字に残す。

記録例として、資料Aを例示する。但し、この事例では未だ処分が決定したわけではなく、被疑者は冤罪を強く主張し現場検証や資料提出、説明請求等を複数回申し出ている段階であるから、総長への

“一方的報告”や“総長からの指示”は不公正を招き学内規約違反である。このように劣悪な報告に文字記録が存在するのであるから、一切解決の“合意文書”（特定日A）には報告記録があって当然である。情報操作や隠蔽の危惧があり十分な配慮を求める。

イ 請求3について

「文書不存在」とされているが、行政機関の指導により私は総長宛に“合意文書”（特定日A）及び関連文書を親展で送付した。本文書（資料Bはその一部分）の到達は別途確認している。この文書一式を特定することを求める。また類似連絡（親展）に際して、総長の指示に基づく回答を受領した経緯もある。

ウ 請求4について

「合意文書の扱い方が分かる文書」とは広報内容についての“スポークスマン、通常は総長とその権限委任者”で内規に規定され、一括ないし事案ごとに個別委任される。本件の合意文書につき、記者会見機会を指標に該当記載文書を再度探索し開示することを求める。（本答申では添付資料は省略）

(2) 意見書

審査に当たっては、これまで私が提出した文書及び諮問庁から提供された関係文書や説明も参照し慎重に審査することを求める。

さて、同書の「1. 異議申立ての経緯」に記載があるように本件では請求1ないし請求4が異議申立ての対象となっている。

理由説明書（下記第3）の2（2）「諮問の理由」の記載において、請求1及び請求2についての中で「手続の過程で総長に報告は行っておらず、文書も作成していない」との記載がある。この記述は常識を逸脱し、到底認容できない。関係手続きには総長がハラスメント防止対策と関連事案の最終責任者であることが明記されており、諮問庁の説明は規約違反である。しかも紛争の解決のうち“調停”もっとも公平かつ発展的な手法であり、大学の運営に直結する重要事案対象である。上記の説明は大学運用の慣例に反し、不自然極まりない。制度運用上も委員の重複が開示されており、ハラスメント全学調査委員会の全メンバーはハラスメント全学防止対策委員会のメンバーが兼ねており、両者は馴れ合いで特定の恣意のもと運用されておりチェック・バランス機能は喪失状態である。しかも当該委員会委員長は事案当事者と上司部下の関係にあり、彼らは私的指図を随所で行っており公正性は全く担保されていない。総長さえ作為の利用対象にされている。これらの事実は情報開示請求で初めて明らかになった。この際、慎重かつ徹底した再調査が審議判定に不可欠である。諮問庁は文字面では冷静と公正を装っているが、真実は醜悪で耐え難い様相である。

請求3についての中で「開示請求に合致する文書はなく」とあるが、これも事実と反する。私が総長宛に大学運営業務として親展で送付した文書（「合意文書」を含む）が少なくともこれに該当する。保存期間規定上も破棄対象にならず保存中である。文書を再調査し開示すべきである。

請求4についての中で「取扱いに関する具体的な記載があるわけではない」という論旨があるが不自然かつ錯誤的である。“調停”で合意に達した内容は内容の確認と不履行の際の対応措置を当然含み決定されている。具体的な対応が担保されていなければ、そもそも調停が機能し得ない。大学の担当副学長（総長室副室長）はこれらを十分承知して業務を指揮したはずであり、このような作為的弁明は虚偽と権利濫用に他ならず決して許されない。文書を再調査し開示すべきである。また異議申立人からの問合せ文書の保有は認めているのであるから、それらに対して大学側の対応文書が存在するはずである。もし「取扱いに関する具体的な記載があるわけではない」が事実なら、運用上の具体的対処を発議せねば制度上不備となり不公正と混乱を招くのであるから、速やかに対処するのが大学法人の当然かつ自然な責務である。よって大学側の作成文書が不存在とはありえない。文書を再調査し開示すべきである。

諮問庁の諮問の理由は根拠もなく、論理的にも破綻している。また説明も不十分では理由を満たしていない。慎重かつ論理的に審議がなされれば幸いである。

また本件の審査結果等を公表するにあたっては個人情報の保護に格別の配慮を依頼する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 異議申立ての経緯

平成27年5月29日に、異議申立人から、本件対象保有個人情報の開示請求があり、当時、相当数の開示請求を受付け処理中で期限内に処理することが困難であったため、開示決定期限を延長し平成27年7月2日付けで原処分を行った。

その後、平成27年7月22日付けの異議申立書が提出され、翌23日付けでこれを受理したものである。

2 諮問理由説明

(1) 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね上記第2の2(1)のとおりである。

(2) 諮問の理由

今回、異議申立てのあった請求は、本件異議申立人のハラスメント申立て（調停）事案に係り、調停が成立した際に作成された「調停の合意文書（確認書）」について総長に報告しなかったこと又は報告したこと

及び当該文書の存在について総長が知った経緯並びに当該文書について「東北大学が定め実施している扱い方」が分かる文書及び異議申立人の問合せとその応答が分かる文書の保有個人情報を探しているものである。

請求1及び請求2については、文書は作成しておらず該当する保有個人情報は存在しないため不開示としており、異議申立てを受け改めて探索したが、該当する保有個人情報はなかった。異議申立人は、ハラスメント調査事案において原議書及び通知書に総長へ報告済みの旨の文字記録が存在することから、「合意文書」によって調停が成立した事案も総長へ報告した記録があるのが自然と述べているが、調査事案はハラスメント全学防止対策委員会の下に設置されたハラスメント全学調査委員会の調査結果に基づき、認定されたハラスメントの事実関係により懲戒委員会への通知が必要と判断した場合は総長に報告しているのに対し、調停事案はハラスメント全学防止対策委員会の下に設置されたハラスメント全学調停委員会が紛争当事者間を仲介し、当事者間の話し合い等により合意に達するよう努め紛争解決を図るものであるため、手続の過程で総長に報告は行っておらず、文書も作成していない。

請求3についても、異議申立てを受けて改めて探索したが、開示請求に合致する文書はなく、該当する保有個人情報は無い。

請求4については、「調停の合意文書（確認書）」の取扱いは、「ハラスメント問題解決のためのガイドライン」に則り対応しているものであるが、当該文書は別事案において異議申立人にすでに開示しており、また、当該文書には取扱いに関する具体的な記載があるわけではないため、本件では該当文書として特定しなかったものである。異議申立てを受け改めて探索したが、作成した文書はなく、該当する保有個人情報は存在しない。

以上の理由から、本学の原決定は妥当なものと考え、平成27年7月2日付けの保有個人情報の部分開示決定処分を維持し、諮問するものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年10月4日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月8日 異議申立人から意見書を收受
- ④ 平成30年1月22日 審議
- ⑤ 同年2月5日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、「調停の合意文書（確認書）」の取扱い等に係る保有

個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報については、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

異議申立人は、東北大学において本件対象保有個人情報を保有しているはずであるとして、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象保有個人情報の保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 請求1及び請求2について

(ア) 請求1及び請求2は、ハラスメント全学防止対策委員会及び同委員会の下に設置されるハラスメント全学調停委員会等におけるハラスメントに係る調停事案への対応に係る保有個人情報の開示を求めるものであるため、原処分に当たっては、東北大学において上記各委員会の事務を行うこととされている人事給与課労務管理係（組織変更に伴い人事課職員第1係から名称変更）において、請求1及び請求2に該当する情報が記録された文書を探索したが、その存在は確認されなかったものである。

(イ) 異議申立人は本件対象保有個人情報の特定に疑義を述べているが、理由説明書（上記第3）のとおり、調査事案はハラスメント全学防止対策委員会の下に設置された全学調査委員会の調査結果に基づき、認定されたハラスメントの事実関係により懲戒委員会への通知が必要と判断した場合は総長に報告しているのに対し、調停事案はハラスメント全学防止対策委員会の下に設置された全学調停委員会が紛争当事者間を仲介し、当事者間の話し合い等により合意に達するよう努め紛争解決を図るものであるため、手続の過程で総長に報告は行っておらず、文書も作成していない。

なお、調停の合意文書の作成に当たっては特に原議書は作成されておらず、文案の最終調整の局面でハラスメント全学調停委員会において作成された文書として「※ 調停案 調停委員会（特定事案記号）特定日B」及び「※ 調停案 調停委員会（特定事案記号）特定日C」があるが、この文書には総長への報告に関する記載や文書の添付等はなされていない。また、合意文書については、原本をハラスメント全学調停委員会が、写しを双方当事者が保管することとされているが、同委員会の保管分に総長への報告に関する記載や文書の添付等はなされていなかった。

さらに、「ハラスメント問題解決のためのガイドライン」では

「調停」成立後にハラスメント全学防止対策委員会に報告することとなっているが、調停の成立後に開催された同委員会の議事要録にはその旨の記載はなく、もとより総長への報告に関する記載もない。

イ 請求 3 について

請求 3 についても、請求 1 及び請求 2 と同様に人事給与課で確認を行うとともに、総長秘書室等においても文書の探索、関連する事実関係の確認等を行ったが、請求に合致する情報が記録された文書の存在は認められなかった。

なお、異議申立人は、自らが総長宛に親展で送付した文書一式を特定すべきである旨主張するが、当該文書については以下のとおりであって、請求 3 には合致しないと考える。

- (ア) 通常、親展文書は、秘書を通じて総長に渡すものであるが、この親展文書は、現在、人事給与課で法人文書として保管されており、異議申立人に対しては平成 26 年度に 2 回全部開示しているが、当該文書には、総長が実際に当該文書の内容を確認したか否かが分かるような書き込みや説明文の添付等の記録は何もない。
- (イ) 法務課文書審査係に、簡易書留の親展文書を受領した記録は残っているが、この記録からは総長が文書を目にしたかどうかは確認できない。
- (ウ) 異議申立書の「総長の指示に基づく回答」が何を指すのかは不明であるが、いずれにせよ本件対象保有個人情報との存否と連動するものではないと思われる。

ウ 請求 4 について

- (ア) 理由説明書に記載のとおり、「合意文書」の取扱いは、「ハラスメント問題解決のためのガイドライン」にのっとり対応しているものであるが、当該文書には取扱いに関する具体的な記載があるわけではなく、また、当該文書は別事案において異議申立人に既に開示していること等から、請求には該当しないものと判断して特定しなかったものである。また、異議申立人からの問合せ等に対する対応として作成された文書等といったものの存在も確認されなかったため、該当する保有個人情報は存在しないと判断した。
- (イ) 異議申立書には、「「合意文書の扱い方が分かる文書」とは広報内容についての“スポークスマン、通常は総長とその権限委任者”で内規に規定され、一括ないし事案ごとに個別委任されます。本件の合意文書につき記者会見機会を指標に該当記載文書を再度探索し開示して下さい。」と記載されているが、合意文書はそもそも学内外に公表するものではないので、当該記載を、広報、記者会見のように基準があるべきとする主張とすれば、それは誤解に基づくもの

と考えられる。法に基づく開示決定である以上、求められた内容に対応する文書を新たに作成することもできない。

エ 以上のとおり、原処分はもとより、諮問に当たって改めて行った探索においても開示請求の趣旨に沿う保有個人情報の存在は確認されなかった。

また、本件対象保有個人情報の性格上、上記説明で言及した各部局以外の部局等に該当の情報が記録された文書が保管されているとすべき事情も認められないので、諮問庁としては、本件対象保有個人情報を保有していないとして不開示とした原処分は妥当であると判断するものである。

(2) 上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、東北大学において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件は、異議申立てから諮問までに2年2か月以上が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、異議申立ての趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、東北大学において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙（本件対象保有個人情報）

情報開示の種々の結果を慎重にかつ客観的に分析・判断すると、ハラスメント申立てに係り、特定関係者の裁量権逸脱や手続・情報操作など重大な欠陥が危惧される（含む冤罪）。例えば“合意文書”（特定日A）が成立しそれにより一切の紛争が解決したのに、それを特定期間にわたり総長に報告せず、恣意的に無視し、隠蔽圧力を関係者にかけるなどはその1例である。そこでこれらの疑惑を解消するため、次の文書を開示請求する。

請求1 “合意文書”（特定日A）につき総長に報告しなかったことが分かる一切の文書の開示を求める。担当委員会はハラスメント全学防止対策委員会ないしハラスメント全学調停委員会等関連委員会（構成員，事務担当者を含む）である。期日は特定日A以降本日まで。もし該当文書が不存在の場合は、どの範囲の東北大学関係者に報告（周知）したのかが分かる文書一切の開示を求める。この場合「総長に報告する必要がない」ことを示す東北大学規定類の開示を求める。

請求2 逆に“合意文書”（特定日A）につき総長に報告したことが分かる一切の文書の開示を求める。期日は特定日A以降本日まで。総長に報告する可能性の或る人物全てを含めて文書探索し特定することを求める。ex. ハラスメント全学防止対策委員会；ハラスメント全学調停委員会；全学相談員；その他の本学教職員；本学役員等（構成員，事務担当者を含む）。

請求3 総長はある事情から現在この“合意文書”（特定日A）の存在につきご存知である。この経緯が分かる一切の文書の開示を求める。特にご存知になった期日と経緯が明確になるような文書を漏らさず開示することを求める。

請求4 この“合意文書”（特定日A）の存在を隠蔽すべく種々方策をとられた。「“合意文書”を当事者以外に開示すれば、東北大学に居られないよ」旨の“脅迫”を複数回受け恐怖を感じた。本件“合意文書”につき「東北大学が定め実施している扱い方（問合せ先を含む）」が分かる一切の文書の開示を求める。